

甲州市地域防災計画の令和6年度改訂の概要

甲州市は、災害発生時に住民の生命、財産を守るとともに、被害を最小限にとどめ早期にまちの機能を復旧させることができる、災害に強いまちづくりを目指します。

1. 地域防災計画改定の目的

「甲州市地域防災計画」は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、甲州市防災会議（市のほかに警察、消防、自衛隊、ライフライン事業者等の防災関係機関で構成）が作成する計画であり、災害対策の動向や最新の情報等（関係法令等の改正、被害想定、実災害の教訓等）を随時反映しています。内容については同法第34条に基づき作成された国の「防災基本計画」、同法第40条に基づき作成された山梨県の「地域防災計画」の内容に抵触しないものとされています。

以上を踏まえ、甲州市防災会議では、本市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、防災行政の強力な推進を図ることを目的とし、次のような改定方針に基づき、本計画の改定を行います。

1. 近年の関連法令・計画等の策定・改定状況との整合（災害対策基本法、水防法、防災基本計画、防災関連ガイドライン等）
2. 山梨県地域防災計画との整合
3. 近年の大規模災害（東日本東北沖地震、能登地震、豪雨災害等）の教訓等の反映
4. 中間振り返りを行った第2次甲州市総合計画をはじめとする甲州市の上位関連計画及び最新の組織体制、事務分掌との整合
5. 庁内・防災関係機関及び関係団体等・防災会議委員・パブリックコメントの意見の反映

2. 市地域防災計画改定の背景

- 甲州市の現行の地域防災計画は、令和5年3月（令和4年度）に改定されたものです。
- 前回の2年前の改定以降も、日本中で地震や洪水、台風による被害が顕著に見られ、地球温暖化に伴い線状降水帯や爆弾低気圧、ゲリラ豪雨などという新しい気象現象を示す言葉も誕生しました。また、それらの災害を教訓として、国の災害対策基本法、防災基本計画、そして山梨県地域防災計画が見直されており、これらに沿った形で、本市地域防災計画の改定の必要がありました。
- また、昨年1月1日に発生した「令和6年能登半島地震」では、現在でも多くの住民が避難所生活などの不便な生活を強いられています。インフラの強靱化、二次被害の回避、電力の確保等の災害時の教訓を活かした具体的な体制整備と、市民の防災意識向上が求められています。
- 昨年8月の南海トラフ地震臨時情報の発令も記憶に新しく、地震への備えは至急の命題であり、あわせて、新型コロナウイルスやインフルエンザ等の感染症等のウイルスまん延への対応や、ICT等の防災対応技術の向上など、地域を取り巻く社会の状況と最新の技術、情報への対応が必要となっていました。
- これらのことから、本年度、本市地域防災計画の2年ぶりの改定を行います。

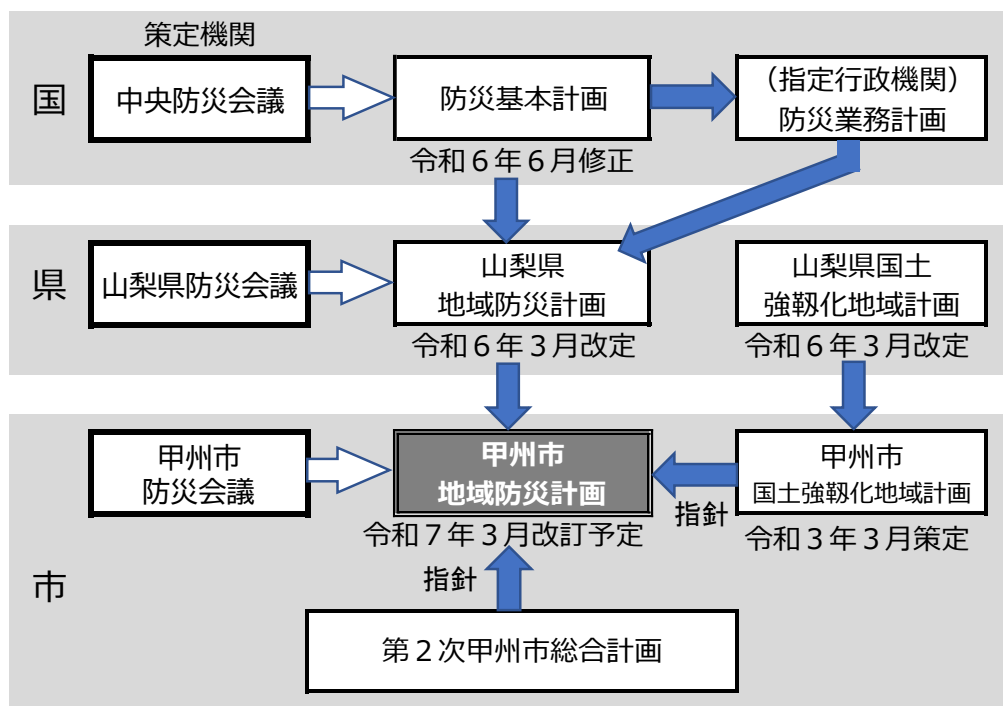
3. 改定の基本方針

- 令和6年3月改定の最新山梨県地域防災計画を基礎として、作成します。
 - ⇒本市地域防災計画は2年ぶりの改定です。
 - ⇒国・県の施策を反映した令和6年3月改定の最新山梨県地域防災計画を基礎として、作成します。
 - ⇒山梨県による令和5年5月発表の最新地震被害想定調査の結果を反映します。
 - ⇒本市独自の社会環境、自然条件、その他の要素に留意します。
- 防災体制及び発令基準を合わせた改定とします。
 - ⇒本市地域防災計画の改定に合わせ、市の防災体制及び各種情報の発令基準を変更します。
- 実際の災害時に使いやすい計画を目指します。
 - ⇒本市において近年では、令和元年台風 19 号による大規模な大雨被害(1 日降水量: 222.5mm)があり、農業施設の倒壊が5件、農地の法面等の崩壊崩落1件が発生しました。
 - ⇒能登半島地震や全国の風水害等から得られた教訓や知見を反映し、使いやすい計画を目指します。

以上を基本方針として、甲州市の地理的条件を考慮しつつ、甲州市地域防災計画の改定および強化を行います。

4. 国及び県の法律・計画の変更に伴う主な改定内容

- 本市地域防災計画は、国の災害対策基本法や防災基本計画、そして山梨県地域防災計画の最新の内容を取り入れる必要があります。
- また、本市の最上位計画である第2次甲州市総合計画と、国土強靱化の視点においては甲州市国土強靱化地域計画に準拠する必要があります。



●下の表では、最近5年間の国と山梨県が示す防災施策の主なものを挙げています。

年度	大項目	中項目
令和4年度	(国) 防災基本計画修正(令和4年6月・9月)に伴う修正	(「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策の推進」が主で、以下の2項目を除き、本市に係る部分はわずかです。)
	令和3年度に発生した災害を踏まえた修正	①安否不明者の氏名等公表による救助活動の効率化・円滑化 ②適切な避難行動の促進や避難情報の適切な発令 ③盛土による災害の防止に向けた対応
	その他最近の施策の進展等を踏まえた修正	①避難所における食物アレルギーへの配慮 ②避難所等における再生可能エネルギーを活用した非常用発電設備等の整備 ③線状降水帯に関する情報発信及び観測体制の強化等
令和5年度	(国) 防災基本計画修正(令和5年5月)に伴う修正	①多様な主体と連携した被災者支援 ②住民への情報伝達 ③デジタル技術の活用
	地震被害想定調査(令和5年5月)を踏まえた地震編の修正	①想定地震 ②全建物を対象とした建物被害予測 ③ライフライン被害で携帯電話の項目を追加 ④生活支障として、備蓄物資需要量、空き家・別荘の被害、災害関連死の項目を追加 ⑤その他の被害として、危険物施設、防災上重要施設、文化財、経済被害、孤立集落の項目を追加
	その他の修正(防災関係機関からの意見等を踏まえた修正)	①山梨県水防計画の修正に伴う避難判断水位等の変更 ②山梨県緊急輸送道路ネットワーク計画図の更新

※令和6年度の(国)防災基本計画は令和6年6月に改訂されていますが、その内容の反映(山梨県地域防災計画改定)は、本市地域防災計画改定と同じタイミングと想定されるため、この度の市での改定には反映しません。

5. 計画の構成

- 現行計画の大枠はそのまま移行します。

現行甲州市地域防災計画		改訂後甲州市地域防災計画	
総則編	第1章 計画の目的と編成	第1編 総則	第1章 計画の目的と編成
一般災害編	第1章 一般災害編の概要	第2編 一般災害編	第1章 地域防災計画・一般災害編の概要
	第2章 災害予防計画		第2章 災害予防計画
	第3章 災害応急対策計画		第3章 災害応急対策
	第4章 災害復旧・復興対策計画		第4章 災害復旧・復興対策
	第5章 水防計画		第5章 水防計画
地震編	第1章 地震編の概要	第3編 地震編	第1章 地域防災計画・地震編の概要
	第2章 災害予防計画		第2章 災害予防計画(平常時の対策)
	第3章 災害応急対策計画		第3章 地震災害応急対策
	第4章 東海地震に関する事前対策計画		第4章 南海トラフ地震に関する事前対策計画
	第5章 南海トラフ地震に関する事前対策計画		第5章 災害復旧・復興対策計画
	第6章 災害復旧・復興対策計画		別紙 東海地震に関する事前対策計画

- 編・章・節等の項目名は、山梨県地域防災計画に極力準じました。
- 「東海地震に関する事前対策計画」は、現在は南海トラフ地震に関する発表に置き換えられており、南海トラフ地震に係る部分があるために、「別紙」として残しました。
- 第3編地震編の第3章 地震災害応急対策内の項目は、山梨県地域防災計画に準じて、内容の深度化・再編しました。
- 一部で、県の行う業務についても記載し、市の行う業務との区別をつけています。

各章の概要	
総則	計画の目的や構成、習熟と修正、防災理念
災害予防計画	甲州市及び防災関係機関等が日頃から行う予防対策、住民及び事業所等が日頃から行うべき措置
災害応急対策計画	風水害発生後に甲州市及び防災関係機関等が取るべき応急・復旧対策、災害救助法の適用等
災害復旧復興計画	被災者の生活再建やまちの復興を図るための対策等
南海トラフ地震等防災対策	南海トラフ地震に対する防災対策